

## 施策 新旧比較リスト

## 第1章 産業振興

## 1 観光

## (1) 観光ルートの整備、観光交流圏づくり

新	旧	備考
①さまざまな観光資源を活用して観光魅力を高めるために、観光コースの周知と観光コース間の連携、新たなコースの開発等を進め、まち全体で西尾の魅力を感じられるまちづくりを進めます。	●さまざまな観光資源を活用した観光ルートの整備や観光交流圏の形成を推進し、まち全体で西尾の魅力を感じられるまちづくりを進めます。	
② <u>竜の子街道広域観光推進協議会等の広域観光を推進し、回遊性の高い観光圏の形成を目指します。</u>		
③まちの玄関口である西尾駅周辺を始め主要な拠点において観光案内機能の充実を図ります。	●まちの玄関口である西尾駅周辺をはじめ主要な拠点において観光案内機能の充実を図ります。	
④大名行列、てんてこ祭、大提灯まつり、鳥羽の火祭りなどの文化的観光行催事の保存・活性化に努めます。	●大名行列、てんてこ祭、大提灯まつり、鳥羽の火祭りなどの観光行催事の保存・活性化に努めます。	

## (2) 観光メニューの創出

①地域資源を活用した体験プログラムの充実を図り、西尾市に滞在する魅力を高めます。	●滞在型・回遊型・体験型の観光メニューを関係機関等と連携し、創出します。	
②特産品の開発・販売、観光客に合わせたメニューの開発等、事業者の取り組みを促進します。	●新しい特産品を開発します。	
③観光ツアーや体験プログラム等の観光商品を販売し、観光客の集客を図ります。	●漁業、農業等の地域資源を生かした体験型イベントを開催し、観光客集客を図ります。	

## (3) 西尾の魅力のPR

①観光パンフレットの充実、インターネット、マスコミ等の有効活用等による観光PRを展開します。	●観光パンフレットを充実したり、インターネット、マスコミ等を有効活用したりします。また、物産展等を開催し、西尾の魅力をPRします。	
②SNS等で西尾の魅力を発信する人を増やし、西尾市の情報発信力を高めます。		
③県内外での物産展の出展や物産展等を開催し、西尾市の魅力をPRします。	●県内外での物産展に出展します。	

(4) 佐久島観光の推進

①佐久島の観光資源であるアート作品、海水浴、潮干狩り、グルメ、特産品を整備し、観光の魅力を高めます。	●佐久島の観光資源であるアート作品、海水浴、潮干狩り、グルメ、特産品を整備し、観光客を島へ呼び込みます。	
②増加する観光客に対応するために、飲食・宿泊機能などの受入体制の充実を図ります。		
③クラインガルテン事業等、過疎化対策と合わせ、観光客を移住につなげます。	●クラインガルテン事業等、過疎化対策と合わせ、島内の観光客受け入れ体制を充実させます。	

2 地域ブランド

(1) 地域産品の発掘と開発

①地元企業や産業団体などとの連携のもと、地域産品の発掘や新たな特産品開発を支援します。	●地元企業や産業団体などとの連携のもと地域産品の発掘や新たな特産品開発を支援します。	
②全国有数の生産を誇る花きなどの産地振興とブランド化を支援します。	●全国有数の生産を誇る花きなどの産地振興とブランド化を支援します。	
	●農漁業者がその産物を加工するなどして付加価値を加え、自ら販売するなどの6次産業化に対し支援を行います。	
③特産品の開発・生産を今後も継続するために、効果的な販路開拓等販売の促進を図ります。		

(2) 地域ブランドの浸透・PR

①「西尾の抹茶」、「一色産うなぎ」及び「三河一色えびせんべい」の浸透を図るためのPR活動の展開、PRイベントの開催を支援し、地域ブランドの浸透を図ります。	●「西尾の抹茶」、「一色産うなぎ」の浸透を図るためのPR活動の展開、PRイベントの開催支援について、道の駅にしお岡ノ山を活用するなど積極的に推進します。	
②本市は、全国的にはまだまだ知名度が低いので、地域ブランド「西尾の抹茶」、「一色産うなぎ」等の商品ブランドのPRと合わせて、「西尾市」の情報を発信し、「西尾市」の知名度の向上と地域イメージの形成を図ります。	●本市は、全国的にはまだまだ知名度が低いので、地域ブランド「西尾の抹茶」、「一色産うなぎ」のPRを全国に向け推進するなど、「西尾市」の知名度を上げるための情報発信をします。	

### 3 商業

#### (1) 商業経営環境の強化

①インターネットを活用した情報発信や販売等のICTを活用した経営を推進します。	●インターネットを活用したPRや受注システムの構築等の新たな情報機器を活用した経営整備を推進します。	
②小規模事業者の経営安定化、近代化など経営基盤の改善を図るための融資活用の支援をします。	●小規模事業者の経営安定化、近代化など経営基盤の改善を図るための融資活用の支援をします。	
③車での移動が困難な高齢者の増加に対応するために、宅配サービスの取り組みを支援します。		
	●消費行動や購買行動は広域化しているため、商店街同士の連携を図り買い物客の集客の向上や販売促進を図るための対策をとります。	

#### (2) 商業基盤の整備

①西尾駅西広場整備事業によるコンベンションホール、ホテル機能等の整備を進め、駅周辺の集客基盤の強化を図ります。		
	●広域交通ネットワークを生かした流通業務の円滑化を図ります。	
②中心市街地は、歴史的雰囲気を感じられる街並みの保全と整備を進め、魅力的な商業施設の誘致を図ります。	●西尾市中心市街地活性化基本計画で位置づけられた施設整備を計画的に推進します。	

#### (3) 商店街の活性化

①伝統祭事、イベント等を絡めた商業の活性化事業を補助し、衰退しつつある商店街に賑わいを取り戻します。	●伝統祭事、イベント等を絡めた商業の活性化事業を補助し、衰退しつつある商店街に賑わいを取り戻します。	
②既存店舗の事業者の意識改革、魅力ある商品・サービスの開発により、こだわりのある店舗を増やします。	●既存店舗の事業者の意識改革、魅力ある商品・サービスの開発により、こだわりのある店舗を増やします。	
③空き店舗を活用して、新たな事業者の呼び込みを図ります。		
※(4)から移動		

#### (4) 起業・創業の支援

①商工団体や各関係機関と連携し、創業のための知識習得のため創業支援セミナー等を開催します。	●商工団体や各関係機関と連携し、創業のための知識習得のため創業支援セミナー等を開催します。	
---	---	--

②新たに創業しようとする人に対する資金繰りの支援をしていきます。	●新たに創業しようとする人に対する資金繰りの支援をしていきます。	
	● <u>商店街にある空き店舗をオフィスなどに活用できるように起業者への創業支援を図ります。</u> (4)へ移動	

#### 4 農・水産業

##### (1) 特色ある農・水産業の展開

	● <u>外国産品や他産地との差別化を進め、「地産地消」を推進し、「安心・安全」な生産物の提供を支援します。</u>	
①種苗生産や品種改良の取り組みを支援し、新品種開発を進め、特産物の開発を振興します。	●種苗生産や品種改良の取り組みを支援し、新品種開発を進め、特産物の開発を振興します。	
②都市市場が近いことを生かし、農・漁業の6次産業化を推進し、産物の高付加価値化を図ります。	●都市市場が近いことを生かし、農・漁業の6次産業化を推進し、産物の高付加価値化を図ります。	
③畜産堆肥の有機資源を利用した有機農業を推進します。	●畜産堆肥の有機資源を利用した有機農業を推進します。	

##### (2) 農・漁業経営環境の強化

①農業用地の利用集積を進めるとともに、農地利用権設定の促進を図り、遊休農地の利活用を図ります。	●農業用地の利用集積を進めるとともに、農地利用権設定の促進を図り、遊休農地の利活用を図ります。	
②栽培漁業を推進し、稚貝や稚魚等の放流等により資源管理を図り、「獲る漁業」から「育てる漁業」への転換を進めます。	●栽培漁業を推進し、稚貝や稚魚等の放流等により資源管理を図り、「獲る漁業」から「育てる漁業」への転換を進めます。	
③浅場・干潟の保全、藻場の再生など漁業資源の育成に努めます。	●浅場・干潟の保全、藻場の再生など漁業資源の育成に努めます。	
④畜産環境問題の解決に向けた技術の導入などの取り組みを推進し、畜産経営基盤の強化を図ります。	●畜産環境問題の解決のため、技術導入と普及を図ります。	

##### (3) 生産基盤の整備

①排水機場や排水路の改修、農道の維持補修など農業生産基盤の整備を進めます。	●排水機場や排水路の改修、農道の維持補修など農業生産基盤の整備を進めます。	
②農地の区画の是正及び大区画の造成、道路・水路の改修など農業生産基盤の整備を進めます。	●農地の区画の是正及び大区画の造成、道路・水路の改修など農業生産基盤の整備を進めます。	

③漁業生産の基盤となる漁港の改修や補修を進めます。	●漁業生産の基盤となる漁港の改修や補修を進めます。	
---------------------------	---------------------------	--

(4) 担い手の育成

①青年農・漁業者の確保など担い手の育成を支援します。	●青年農・漁業者の確保など担い手の育成を支援します。	
②農業経営士や漁業士の育成を支援します。	●農業経営士や漁業士の育成を支援します。	
③定年帰農者の育成を支援します。	●定年帰農者の育成を支援します。	

5 工業・新産業・雇用

(1) 既存工業の振興と企業留置対策—(2) 企業誘致の推進

(1) 市外企業の誘致及び市内企業の流出防止策

①企業見本市の出展支援や市内のものづくり企業との大規模展示会への共同出展により販路拡大等を後押しし、企業の成長をサポートします。		
②中小企業の操業環境の向上と住工混在を解消するため、優良な企業用地への立地誘導を図ります。	●中小企業の操業環境の向上と住工混在を解消するため、優良な工場用地へ立地誘導を図ります。	
③市内のものづくり企業が抱える経営課題を的確に捉えたゼミナール等を開催し、企業の経営力を強化します。	●産・学・官で協力し、さまざまな分野で相互に知識、技術を提供し技術力の向上、新産業及び新商品開発の支援を行います。	
④企業用地の確保にあたっては、企業からの用地ニーズに速やかに対応できるよう都市計画マスタープランの見直し等を行います。	●土石採取跡地をはじめとする新たな工場用地の周辺環境とそこに至る幹線道路の整備を進めるとともに、積極的な PR 活動を行い、企業誘致を推進します。	
	●本市の経済の発展と安定を維持するため、特定の業種に依存するのではなく多様な産業の誘致を推進します。	
⑤市外企業の誘致及び市内企業の流出防止を図るため、奨励金等の交付、緑地面積率の緩和等を行い、企業誘致等を推進します。	●既存の企業の工場用地の拡幅や設備の投資などに対し、優遇制度の強化を図り、企業の流出を防止します。	
	●本市への進出企業に対して奨励金の交付、固定資産税の課税免除及び緑地面積率等の緩和の強化を図り企業誘致を推進します。	

⑥企業立地の一層の推進と「ものづくりのまち西尾」の体現に向け、産業立地セミナーやPR冊子を作成するとともに、企業立地の手続き等に関するワンストップサービスを行うことにより、企業進出を後押しします。		
--	--	--

(3) (2) 雇用の確保

①西尾市雇用推進協議会を通じて合同企業説明会を開催するなど、市内企業の人材確保と就業を支援します。	●西尾市雇用推進協議会を通じて学卒者の就職説明会を開催するなど、関係機関並びに企業・事業者との連携を図りながら就業支援に努めます。	
②職業訓練校の運営を支援することにより、必要な能力の習得及び向上を図ります。	●職業訓練校の運営を支援することにより、労働者に必要な能力の開発及び向上を図ります。	

(4) (3) 雇用環境の整備

①就職活動に関するさまざまな悩みを持つ若者、ニートやフリーターの若者などが早期に就職できるよう相談事業を実施します。	●就職活動に関するさまざまな悩みを持つ若者、ニートやフリーター状態からの脱却を図ろうとする若者などが早期に就職できるよう相談事業を実施します。	
②労働者福祉の増進を図るため、愛知県労働者福祉協議会西三河支部の活動に対して支援を行います。	●労働者福祉の増進や生活の向上などを図るため、愛知県労働者福祉協議会西三河支部の活動に対して支援を行います。	

第2章 社会基盤

1 道路

(1) 幹線道路の整備

①都市計画道路の早期供用開始をめざし、国・県との協力体制を構築します。	●都市計画道路の早期供用開始をめざし、国・県との情報提供で協力体制を構築します。	
②他事業との連携により、用地等の協力体制の強化を図ります。	●他事業との連携により、用地等の協力体制の強化を図ります。	

(2) 生活道路の整備

①恒常的な渋滞を解消するため、右折車線の整備、道路幅6m以上の道路の整備を進めます。	●恒常的な渋滞を解消するため、右折車線の整備、道路幅6m以上の道路の整備を進めます。	
②歩行者の安全確保のため歩道を整備します。	●歩行者の安全確保のため歩道を整備します。	

③橋梁長寿命化修繕計画にそって橋梁の修繕を行い地震に強い橋梁を目指します。また、道路施設修繕計画を策定して長寿命化を図り、通行の安全を確保します。	●橋梁長寿命化修繕計画にそって橋梁の修繕を行い国の基準により地震に強い橋梁を目指し、通行の安全を確保します。	
---	--	--

## 2 災害対策

### (1) 情報収集・伝達体制の充実

①市内各地の災害情報を収集・伝達するために、必要な情報連絡網を構築します。	●市内各地の災害情報を収集・伝達するために、必要な情報連絡網を構築します。	
②市内全域に必要な災害関連情報を正確に配信します。	●市内全域に必要な災害関連情報を正確に配信します。	
③同報系無線や移動系無線を始めとする各種の情報収集・伝達システムを総合的に構築します。	●同報系無線※5 や移動系無線をはじめとする各種の情報収集・伝達システムを総合的に構築します。	

### (2) 地震・津波対策の推進

①浸水が想定される地域の津波一時待避所・避難場所等の確保と、避難場所等の施設・設備の整備、食料などの備蓄の充実を図ります。	●避難場所等の施設・設備の整備を図ります。	
②東日本大震災や局地的豪雨等を踏まえた防災体制の整備を図ります。	●東日本大震災を踏まえた防災体制の整備を図ります。	
③重要度を増した津波対策のために、堤防の液状化対策など海岸・河川の耐震改修・整備を県と連携して推進します。	●海岸・河川の耐震工事の事業推進を図ります。	
④地震による建築物の被害、家屋の倒壊による人命や財産の損失を未然に防止します。	●地震による建築物の被害、家屋の倒壊による人命や財産の損失を未然に防止します。	

### (3) 水害・土砂災害対策の推進

①集中豪雨などの被害を最小限にするため、河川の早期改修や砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業などの水害・土砂災害対策を推進するよう県などに要望します。	●集中豪雨などの被害を最小限にするため、河川の早期改修や砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業などの水害・土砂災害対策を推進するよう県などに要望します。	
②土砂災害防止法に基づく警戒区域における対策工事を県に要望します。	●土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定を早急に進めるよう県に要望します。	

### 3 公共交通

#### (1) 総合交通体系の確立

<p>①鉄道、バス、タクシーなど地域の交通資源の活用と連携を図ることで、公共交通体系全体の活性化を図ります。</p>	<p>●鉄道、バス、タクシーなど地域の交通資源の活用と連携を図ることで、それぞれの活性化を図ります。</p>	
<p>②コミュニティバスなどを運行することで、公共交通空白地解消に対応できる交通網の充実を図ります。</p>	<p>●コミュニティバスの運行形態などを検証し、公共交通空白地に対応できる交通網の充実を図ります。</p>	
<p>③利便性の高い交通ネットワークを実現するために、路線バス等の他の公共交通機関との重複区間や料金体系の見直し、接続の利便性の向上など、公共交通体系全体の見直しの検討を進めます。</p>	<p>●公共交通の維持・確保を図り、市民の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、公共交通計画を策定します。</p>	
<p>④自動運転・自動走行システムなどの次世代交通システムの実用化について、国、県等と協力し、調査研究を進めます。</p>		

#### (2) 鉄道の維持・利便性の向上

<p>①鉄道は、都市間交流を促す主要な交通基盤として維持・存続、利便性向上を図ります。名鉄西尾・蒲郡線については、鉄道事業者への財政的支援を行うとともに、地域と連携して利用促進に向けた活動を展開します。</p>	<p>●地域を基幹的に接続し、広範な地域の大量輸送を可能とする鉄道の特性を生かし、都市間交流を促す主要な交通基盤として維持・存続を図ります。</p>	
<p>②駅周辺の自転車駐輪場や民間駐車場の有効活用により、自転車やマイカーとの乗り継ぎの利便性を高め、パークアンドライドを推進します。</p>	<p>●駅周辺の放置自転車対策として、自転車駐車場の整備をすすめ、利便性の向上を図ります。</p> <p>●パークアンドライド※2 のための一時駐車場の整備を検討します。</p>	
<p>③東海道新幹線やリニア中央新幹線を見据えた鉄道ネットワークの充実・強化のため、名古屋駅や豊橋駅のアクセス向上に向けた調査検討を進めます。</p>		

(3) バスの維持・利便性の向上

<p>①通勤・通学・通院等の重要な移動手段である民間バス路線を維持するために、財政的支援を行うとともに利用促進に努めます。</p>	<p>●路線バスは、通勤・通学・通院等の生活交通手段として欠かせないものであり、円滑な地域生活を維持するために、財政的支援を行うとともに利用促進に努めます。</p>	
<p>②必要に応じて、他の交通機関等との乗継拠点等の整備を進め、バス利用者の利便性の向上を図ります。</p>	<p>●必要に応じて、他の交通機関等との接続を改善し、利便の向上に努めます。 ●バス停の利用状況などに応じて、自転車駐車場の整備をすすめます。</p>	

(4) 渡船の維持・利便性の向上

<p>①佐久島住民に不可欠な生活交通航路及び離島振興に必要な観光航路として、渡船を維持するとともに、他の交通との連携を図り効率的な運航に努めます。</p>	<p>●佐久島住民に不可欠な生活交通航路及び離島振興に必要な観光航路として、渡船を維持するとともに、他の交通との連携を図り効率的な運航に努めます。</p>	
	<p>●燃料費等の変動や天候の影響で運航収益が大きく左右されるため、国・県による財政支援を活用し、経営の安定化を図ります。</p>	
<p>②輸送力の確保、安全運航の徹底など、増加する乗船者数に対応するとともに、運賃収入による安定的な運営を維持します。</p>		
<p>③燃料費の高騰など、今後の環境変化の中でも安定した経営を維持するために、業務の合理化による経費の縮減とサービスの向上を図ります。</p>	<p>●バリアフリー化、高速化した新船舶の運航により、利便性・快適性を高めるとともに、小型化によるランニングコストの削減効果を生かしながら、企業感覚を取り入れ、サービスを低下させることなく業務の合理化に努めます。</p>	

4 市街地

(1) 市街地整備の推進

<p>①利便性が高い駅周辺に、環境に配慮した良好な住宅地域及び商業・業務地域を構築する面的整備を推進します。</p>	<p>●利便性が高い駅周辺に、環境に配慮した良好な住宅地域及び商業・業務地域を構築する面的整備を推進します。</p>	
--	--	--

②低・未利用地域の面的整備の推進や、住宅密集地においては地区計画の導入や住宅の建て替えにあわせた道路拡幅整備を推進します。	●低・未利用地域の面的整備を推進します。 ●住宅が密集した生活道路の狭い地区は、街並みに配慮した上で、住宅の建て替えにあわせた道路拡幅整備の推進を図ります。	
③安全・安心な街並みの形成に努めます。	●安全・安心な街並みの形成に努めます。	
④新市街地域は、自然を生かした良好な景観を有する住宅など、多様な住宅需要に対応した住宅地整備を推進します。	●新市街地域は、自然を生かした良好な景観を有する住宅など、多様な住宅需要に対応した住宅地整備を推進します。	

## (2) 地域特性を生かした景観形成

①歴史・文化とふれあうことができるなど、多様な公園・緑地の整備促進を図ります。	●歴史・文化とふれあう公園・緑地の整備促進を図ります。	
②地域資源である街並みの保存や、歴史・文化を活用した潤いと魅力あるまちを住民との協働により実現します。	●地域資源である街並みを住民と協働により保存します。	
	● <u>民間活力を導入し歴史・文化を活用した潤いと魅力あるまちづくりを推進します。</u>	

## (3) 市営住宅の活用と維持管理

①点在する小規模市営住宅の統廃合を進めます。	●点在する小規模市営住宅の統廃合を進めます。	
②木造の市営住宅の取壊し、用途廃止を進めます。	●木造の市営住宅の取壊し、用途廃止を進めます。	
③トイレの水洗化、バリアフリー化、駐車場の確保など、社会ニーズに合った施設・設備の更新を行います。	●トイレの水洗化、バリアフリー化、契約電気容量を上げるなど、社会ニーズに合った施設・設備の更新を行います。	
④更新時期を迎えた市営住宅の計画的な更新を図ります。	●更新時期を迎えた市営住宅の計画的な更新を図ります。	

## 5 上水道

### (1) 安心できる水道水の供給

①安全で安心な水道水を供給するため、水源、配水管及び給水管の検査を行い、水質の保全に努めます。	●安全で安心な水道水を供給するため、水源、配水管・給水管における水質の保全に努めます。	
②利用者が安心して水道水を使うことができるように、施設の改良・更新を進めます。	●利用者が安心して水道水を使うことができるように施設の改良・更新を進めます。	

③ビル・マンションの管理者等に、貯水槽水道の管理に対し、定期的な検査・確認を促し、適正な衛生管理に向けた助言・啓発を進めます。	●ビル・マンションの管理者等に、貯水槽水道の管理に関し、助言や啓発の対策を図ります。	
---	--	--

(2) 安定的な水道水の供給

①地震防災施設整備計画に基づき、施設・管路の耐震化を計画的に進めます。	●震災時の被害を軽減するため、施設・管路の耐震化を進めます。	
②漏水事故や災害時における水道水確保のため、応急給水対策の充実を図ります。	●漏水事故や災害時における水道水確保のため、応急給水※6 対策の充実を図ります。	
③安定供給を常時維持するため、危機管理の充実や水の有効利用の向上を図ります。	●水道利用者の生活や地域の社会経済活動を支えるライフラインとして、安定供給を常時維持するため、ソフト面から危機管理の充実や水の有効利用向上を図ります。	

(3) 次世代につなぐ水道事業運営

①水道事業のさらなる経営の健全化・効率化を進めます。	●経営基盤をより強固にするため、中期経営計画の策定をします。	
②基幹施設の計画的な更新を進めます。	●水道事業を維持していくため、基幹施設の計画的な改良・更新を進めます。	
③安心して安全な水道水を安定して供給するため、維持管理体制の充実を図ります。	●安全で安心な水道水を安定して供給するため、維持管理体制の充実を図ります。	

(4) 環境にやさしい水道

①水道施設のエネルギー使用量の削減に努めます。	●これからの社会は地域の発展と環境保全との両立が不可欠となるため、水道維持のコストやエネルギー使用量を減らすことを目指します。	
②水道工事における廃棄物の発生抑制に努めます。	●水道工事において発生する建設残土など、廃棄物を抑制する工法を取り入れて、展開していきます。	

(5) 利用者のサービス向上

①水道に関する知識や情報を伝えるため、広報の充実を図ります。	●水道に関する知識や情報を伝えるため、広報の充実を図ります。	
②アンケート等により利用者ニーズの収集・分析を行います。	●水道事業におけるサービス向上と利用者からのより高い満足度を得るために利用者ニーズの収集・分析を行います。	

③分かりやすく、親しみやすい水道事業にしていくために、水道経営状況を公表していきます。	●分かりやすく、親しみやすい水道事業にしていくために水道経営の診断と公表を行います。	
---	--	--

## 6 下水道

### (1) 公共下水道（污水）と農業集落排水の整備促進

	● <u>全県域污水適正処理構想に基づき、市内全域の污水処理施設の整備を進め、污水処理人口普及率の向上を図ります。</u>	
①公共下水道（污水）は、事業区域の変更に伴い、 <u>污水適正処理構想を見直します。</u>		
②下水道事業の公営企業会計化を図る中で、ストックマネジメント計画を策定し、耐震化等の機能向上を考慮しつつ、適切な施設の維持管理及び計画的な改築・更新を進めます。	●施設の老朽化に起因した事故などを未然に防止するため、ライフサイクルコスト最小化の観点を踏まえ、耐震化等の機能向上も考慮した計画的な改築や更新を促進します。	
③農業集落排水施設の公共下水道への切り替えなど、より効率的な維持管理方法を検討します。		
④矢作川流域を構成する4市1町の下水道整備の進捗状況に併せ、矢作川浄化センターの整備・維持管理に必要な負担を行います。	●矢作川流域を構成する4市1町の下水道整備の進捗状況に併せ、矢作川浄化センターの整備を促進します。	
⑤農業集落排水処理施設から発生する汚泥の肥料化を行い、有効な資源として再生し、農地還元を進めます。	●農業集落排水処理施設から発生する汚泥の肥料化を行い、有効な資源として再生し、農地還元を進めます。	

### (2) 適切な污水処理の推進

①下水道供用開始区域の全ての世帯が下水道に接続するよう普及活動を進めます。	●下水道供用開始区域の全ての世帯が下水道に接続するよう普及活動を進めます。	
②補助制度の見直しなどにより、合併処理浄化槽の設置を促すとともに、浄化槽を適正に維持管理するための法定検査や保守点検、清掃の啓発活動を進めます。	●単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、浄化槽を適正に維持管理するための法定検査や保守点検、清掃の啓発活動を進めます。	

(3) 公共下水道（雨水）の整備促進

①近年多発するゲリラ豪雨や台風等による集中豪雨に備えるため、現状調査に基づき、市街化区域を中心とした雨水管理総合計画を策定し、雨水排水施設の計画的な整備を進めます。	●近年多発するゲリラ豪雨や台風等による集中豪雨に備えるため、雨水幹線及び雨水排水ポンプ場の機能強化整備を促進します。	
②雨水流出抑制策を進め、既存排水施設の排水能力に余裕を持たせ、浸水被害の緩和を図ります。	●雨水流出抑制策を進め、既存排水施設の排水能力に余裕を持たせ、浸水被害の緩和を図ります。	
③既存ストックの健全度を点検診断し、ストックマネジメント計画を策定して予防保全的な管理・整備を促進します。	●既存ストックの健全度を点検診断し、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図る更正改築計画を策定し、予防保全的な管理・整備を促進します。	

第3章 子育て・教育・文化・スポーツ

1 子育て

(1) 多様なニーズに応じた子育て支援

①障害児など特別な支援を必要とする子どもに対する療育、保育の充実に努めます。	●障害児など特別な支援を必要とする子どもに対する療育、保育の充実に努めます。	
②子育て支援センターやファミリー・サポート・センターなどにおける子育て支援環境の充実や、子育てに係る多世代交流の推進を図り、地域における子育て支援の強化を図ります。	●子育て支援センターをはじめファミリー・サポート・センターにおける相談や子育て情報提供など子育て支援環境の充実を図ります。	
③子育てサークル活動の支援を行うとともに、サークルの連携を支援しネットワーク化を図ります。	●育児サークル活動の支援を行うとともに、育児サークルの連携を支援しネットワーク化を図ります。	
④児童虐待防止のため相談窓口や協力体制の周知を図るとともに防止対策の推進に努めます。	●児童虐待防止のため相談窓口や協力体制の周知を図るとともに防止対策の推進に努めます。	
⑤ひとり親家庭に対する自立支援の充実に努めます。	●ひとり親家庭に対する自立支援の充実に努めます。	
⑥妊娠期から就学前までの子ども及びその保護者が安心して出産、子育てができることを支援する目的で、子育て世代包括支援センターを設置します。	●妊産婦世帯が安心して出産、育児ができる環境の充実を図ります。	
⑦経済的な理由によって修学が困難な者に対して、支援体制を構築し、教育の		

機会均等を図ります。		
(2) 保育の充実		
①老朽化した保育園施設の計画的な維持管理・修繕を行い、安全で快適な保育環境づくりに努めます。	●老朽化した保育園施設を計画的に維持管理や修繕を行いながら安全で快適な保育環境づくりに努めます。	
②一時保育、病後時保育、延長保育など保護者のニーズに合わせた保育を実施します。	●複数の保育園で一時保育、病後児保育、延長保育など保護者のニーズに合わせた保育を実施します。	
	●保育園・幼稚園の窓口一本化による一層のサービスの充実に努めます。	
③男性の育児参加の推進などワーク・ライフ・バランスの推進を家庭や職場において推進します。		

(3) 子どもの居場所づくり

※ ①の子育て世代包括支援センターを削除

①利用可能な学校施設などを有効活用することにより、児童クラブの待機児童の解消に努めます。	●児童館や利用可能な学校施設などを有効活用することにより、児童クラブの待機児童の解消に努めます。	
②市内に4か所ある児童館で、それぞれの地域の特性を生かした行事等を実施します。	●市内に4か所ある児童館で、それぞれの地域の特性を生かした行事等を実施します。	
③保護者が安心して子どもを預けられるために、児童クラブの環境を整え、研修等を通じて職員の質の向上を図ります。	●保護者が安心して子どもを預けられるために、児童クラブの環境を整え、研修等を通じて指導員の質の向上を図ります。	

2 学校教育

(1) 教育内容の充実

①地域の特性やさまざまな人材等の教育的資源を取り入れた「特色のある学校づくり」を推進し、地域に愛着と誇りを持てる人材を育成します。	●地域の特性やさまざまな人材等の教育的資源を取り入れた「特色のある学校づくり」を推進し、地域に愛着と誇りを持てる人材を育成します。	
②小学校の英語教科化への対応や国際的な人材育成を図るために、AETの配置拡大など英語教育の充実に努めます。	●国際化を見すえ、小学校における英語活動の充実に努めます。	
③各学校の実情や個々の学習状況に応じて少人数・個別指導などの支援を行い、一人ひとりの良さを伸ばす学習の個性化を図っていきます。	●よりきめ細やかな少人数・個別指導など個々の学習状況に応じた支援を行い、一人ひとりの良さを伸ばす学習の個性化を図っていきます。	

(2) こころの教育の充実

①児童生徒の道徳的実践力や人権意識、規範意識を高めるために「心の教育推進活動」を推進します。	●児童生徒の道徳的実践力や人権意識、規範意識を高めるために「心の教育推進活動」を推進します。	
②いじめ・不登校の問題について総合的・根本的に検討し、その予防や対応を具体的に進めます。	●いじめ・不登校の問題について総合的・根本的に検討し、その予防や対応を具体的に進めます。	

(3) 学校施設・設備等の整備

①各施設の長寿命化計画（個別施設計画）を策定して、学校施設の維持・更新を計画的に進めます。	●老朽化や環境の変化等に対応するため計画的に改修・修繕を行います。 ●建築非構造部材等の耐震改修工事を行います。	
②情報化への対応と教育効果を高めるために、ICTを活用した教育を推進します。		

(4) 発達障害等への対応

①発達障害のある児童生徒への教育支援体制の整備強化を図ります。	●発達障害※1のある児童生徒への教育支援体制の整備強化を図ります。	
②特別支援学校の誘致を進めていきます。	●特別支援学校について、調査・検討を図っていきます。	
③心身に障害のある児童生徒一人ひとりの力を伸ばす教育を推進するとともに、特別支援教育の充実と振興を図ります。	●心身に障害がある児童生徒一人ひとりの力を伸ばす教育を推進するとともに、広く特別支援教育への理解と認識を深め、その充実と振興を図ります。	

(5) 学校給食の充実

①給食センターの老朽化に対応し、必要なセンターの整備を早急に進めるとともに、施設全体の整備のあり方を検討します。		
②家庭・地域・学校と連携し、今後も地産地消の推進と児童生徒が食育を学ぶ機会の充実を図ります。	●給食に地元の食材を使用し、地産地消の推進を図ります。 ●家庭・地域・学校と連携し、児童生徒が食育を学ぶ機会の充実を図ります。	

### 3 生涯学習

#### (1) 学習機会の充実

①市内の各地域でバランスの取れた学習プログラムを提供するために、生涯学習講座の充実と誰もが選択可能な学習体系の確立を図ります。また、大学などと連携した生涯学習の充実を図ります。	●市内の各地域でバランスの取れた学習プログラムを提供するため、生涯学習講座の充実及び誰もが選択可能な学習体系の確立を図ります。	
②さまざまな知識・技能を持った人を登録する講師登録制度を充実し、地域活動の中で活用できるような仕組みづくりを進めます。	●さまざまな知識・技能を持った人を登録する講師登録制度を充実し、地域活動の中で活用できるような仕組みを形成します。	
③学習指導者の育成を図るとともに、市民が主体となったサークル活動などを支援します。	●学習指導者の育成を図るとともに、サークルなどの自主活動を支援します。	
④生涯学習事業の年間の講座やイベント等を集約した情報ガイドを広報紙に折り込むなど、生涯学習の情報発信の充実に努めます。	●生涯学習事業の年間の講座やイベント等を集約した情報ガイドを広報紙に折り込むなど、生涯学習の情報発信の充実に努めます。	

#### (2) 生涯学習拠点機能の充実と施設整備

①生涯学習の推進を図るための中央機能の充実と併せて、各ふれあいセンターや公民館が担う役割を明確にし、組織的かつ体系的に事業展開することで、生涯学習機会の充実と均衡を図ります。	●生涯学習の推進を図るための中央機能の充実と併せて、それぞれのふれあいセンター、公民館が担う役割を明確にし、組織的かつ体系的に事業を展開することで、市内での生涯学習機会の充実及び均衡を図れるようにします。	
②西尾市公共施設再配置基本計画に基づき、公民館やふれあいセンター機能の配置基準を定め、計画的な施設整備に努めます。	●西尾市公共施設再配置基本計画に基づき、公民館やふれあいセンター機能の配置基準を定め、計画的な施設整備に努めます。	

#### (3) 学習成果の地域還元

①さまざまな行政分野で市民協働を進めることと合わせて、地域課題やまちづくりをテーマとした学習機会を提供します。	●市民協働が行政のさまざまな領域で取り込まれることを鑑み、市民が関心を持つきっかけとなるよう、地域課題をテーマとした学習機会を提供します。	
---	---	--

#### (4) 図書館の充実

①図書館情報システムの有効活用及び最新システムの導入、市内全域を網羅した物流システムの確立により、利用者の利便性を図り、利用の拡大を目指します。	●図書館情報システムの有効活用及び最新システムの導入、市内全域を網羅した物流システムの確立により、利用者の利便性を図り、利用の拡大を目指します。	
--	--	--

②子ども読書活動を積極的に推進し、ボランティアや子ども司書との協働により子どもの読書環境を整え、読書好きな子どもたちを増やし、心豊かな「西尾っ子」を育成します。	●子ども読書活動を積極的に推進し、ボランティアや子ども司書との協働により子どもの読書環境を整え、読書好きな子どもたちを増やし、心豊かな「西尾っ子」を育成します。	
③多様化する資料形態や市民ニーズに対応できる蔵書構成及び管理運営体制の構築、施設の更新・充実を図ります。	●多様化する資料形態や市民ニーズに対応できる蔵書構成及び管理運営体制の構築、施設の充実を図ります。	

#### 4 歴史文化

##### (1) 市民文化の創造と芸術文化活動の推進

①市民・文化活動団体・企業など多様な主体と連携・協働を図り、より多くの市民がさまざまな角度から文化芸術に親しめる機会を提供します。	●市民・文化活動団体・企業など多様な文化主体と連携・協働を図り、より多くの市民がさまざまな角度から文化芸術に親しめる機会を提供します。	
②地域に伝承されてきた伝統文化の保存育成を支援し、地域ぐるみで文化を育みます。	●地域に伝承されてきた伝統文化の保存育成を支援し、地域ぐるみで文化を育む心を育てます。	

##### (2) 文化施設の整備

①文化会館が利用しやすい施設となるように、計画的に改修・修繕を行うとともに、運営方法の改善に努めます。	●地域文化発表の場である文化会館は、計画的に改修・修繕を行い、利用しやすい施設として整備していきます。	
②資料館等の展示施設は、利用しやすい文化交流・歴史学習の拠点として再整備します。	●資料館等の展示施設は、利用しやすい文化交流・歴史学習の拠点として再整備を検討していきます。	

##### (3) 文化財・史跡の保全・活用

①地域を代表するような歴史遺産について、市民の協力を得て広くPRし活用します。	●地域を代表するような歴史遺産を広くPRし活用します。	
②岩瀬文庫所蔵資料の調査研究成果を基に新たに文庫目録を作成します。	●岩瀬文庫所蔵資料の調査研究成果を基に新たに文庫目録を作成します。	
③さまざまな学習ニーズに応えるため、企画展や講座などの内容を充実し、分かりやすく公開します。	●さまざまな学習ニーズに応えるため、企画展や講座などの内容を充実し、分かりやすく公開します。	

##### (4) 文化財の調査・保護

①文化財の保護・活用を推進していくため、文化財の掘り起しなど調査研究を行い、指定・保護を図ります。	●市民共有の貴重な歴史遺産である文化財の保護・活用を推進していくため、これからも未発掘の文化財の掘り起こしに努め、調査研究を行い、指定・保護を図ります。	
---	--	--

②多くの市民が歴史に親しむことのできるよう、史跡説明板の設置や学習の場の提供を進めます。	●多くの市民が歴史に親しむことのできるよう、史跡説明板の設置や学習の場の提供するなど、文化財を生かしたまちづくりを推進します。	
--	---	--

(5) 市史の編さん

①市域での歴史を伝え、学ぶための基本となる市史の編さんを進めます。	●市域での歴史を伝え、学ぶための基本となる市史の編さんを進めます。	
-----------------------------------	-----------------------------------	--

5 スポーツ

(1) 地域における健康づくりやスポーツ活動の活性化

①スポーツ教室は、初級・中級・上級者向けや年代別の種目等を充実し、多様な住民ニーズに応える体制を整えます。	●スポーツ教室は、年代別の種目等の新設を含め、多様化する住民ニーズに応える体制を整えます。	
②生涯スポーツから競技スポーツまでニーズに応じた指導者の人材発掘・育成及び資質向上に努めます。	●指導者の育成をはじめとしたリーダーズバンクの整備を行います。	
	● <u>地域コミュニティ形成の核となる総合型地域スポーツクラブの市内全中学校区での設立を目指します。</u>	
	● <u>スポーツ行政への市民参画を進め、協働社会の実現を目指します。</u>	
③ <u>スポーツボランティアのさらなる普及、人材の育成を図ります。</u>		
④ <u>障がい者スポーツの普及を進めます。</u>		
⑤既存の総合型地域スポーツクラブの自立に向けた支援を継続します。	●既存の総合型地域スポーツクラブの自立に向けた支援を継続します。	

(2) スポーツ施設の整備・利用促進

①長期修繕計画に基づき計画的な改修や再編を行うとともに、更なる利用促進を目指します。	●利用者に支障をきたさないよう、計画的な改修や再編を行うとともに、更なる利用促進を目指します。	
②学校体育施設のより効果的な施設開放が可能となるよう学校との連携強化を図ります。	●住民にとって一番身近なスポーツ施設である学校体育施設のより効果的な施設開放が可能となるよう学校との連携強化を図ります。	
③総合スポーツ公園の将来整備を目標とした構想づくりのための調査研究を進めます。	●より充実した施設の整備を目指し、本市の中心施設としてふさわしい公式野球場をはじめとした総合スポーツ公園の将来整備を目標とした構想づくりのための調査研究を進めます。	

(3) 競技スポーツの振興

①体育協会の組織強化のため、法人化への移行を支援します。	●市のスポーツ活動をリードしていく団体を目指す体育協会については、自己財源の確保を視野に入れ法人化を目指します。	
②トップアスリートを招いたスポーツイベント・大会を積極的に招聘します。	●トップアスリートを招いたスポーツイベントを積極的に推奨し、「見るスポーツ」の普及振興に努めます。	
③世界レベル、全国レベルで活躍できるトップアスリートの育成に努めます。	●世界レベル、全国レベルで活躍できるトップアスリートの育成に努め、本市の知名度のアップを図ります。	

6 青少年健全育成

(1) 家庭教育の充実

①「おやじの会」や「寺小屋にしお」などの取り組みを推進することにより、子どもたちが親や地域とのふれあいを深め、自立できるよう支援します。	●親子のふれあいを深める事業を展開するなど、趣味や遊びを通して家族でふれあう時間の増加や生活リズムの安定化を図る取り組みを推進します。 ●子どもの自立や人間形成支援のため、寺小屋にしおの事業拡大をします。	
②家庭における子どものしつけ、家庭教育を見つめ直し、家庭教育講座や託児付き講座を開催することにより、地域ぐるみで家庭教育の活性化を図ります。	●家庭における子どものしつけ、家庭教育を見つめ直し、家庭教育講座や託児付き講座を開催することにより、地域ぐるみで家庭教育の活性化を図ります。	
③子どもの頃から「将来の夢」について語り合える家庭教育の普及に努めます。	●子どもの頃から「将来の夢」について語り合える家庭教育の普及に努めます。	

(2) 地域の教育力の向上

①子どもたちが地域にとけ込み、豊かな人間性と生きる力が育成されるように、「おやじの会」など地域における学校を支援する活動を支援します。	●子どもたちが地域にとけ込み、豊かな人間性とたくましく生きる力が育成されるように、「おやじの会」の活動を支援します。	
②PTA や子ども会等と連携し、青少年の健全育成や生涯学習社会の活性化に努めます。	●PTA や子ども会等と連携し、生涯学習社会の活性化に努めます。	

(3) 子ども・若者の育成支援

①少年愛護センターによる街頭補導活動をより効果的に展開します。	●少年愛護センター補導委員による街頭補導活動において、より効果的な活動となるように対象エリアを再検討します。	
---------------------------------	--	--

②家庭、学校、地域、各種団体が連携して子ども・若者に対する支援活動を行います。	●子ども・若者育成支援の重要性についての認識を深め、家庭、学校、地域が連携協力して子ども・若者に対する支援活動を行います。	
---	---	--

#### 第4章 健康・福祉

##### 1 地域医療

###### (1) 地域医療体制の充実

①愛知県地域保健医療計画に基づき、市民病院を含めた地域の医療機関と介護福祉施設等の連携を強化し、地域包括ケアとして医療と介護のサービスを適正に提供します。	●愛知県地域保健医療計画に基づき、市民病院を含めた地域の医療機関や介護福祉施設等が連携を強化し、さまざまな保健医療サービスを適正に提供します。	
②医療機関が機能分担と相互連携により、市民にとって分かりやすい医療提供体制を確立します。	●医療機関が適切に役割を分担し、市民にとって身近で分かりやすい形の医療提供体制の確立を目指します。	
③在宅当番医制、休日診療所の充実、休日の医師や看護師の確保など、安心して医療を受けられるよう西尾市医師会と連携し、一次医療の充実と救急医療体制の充実を目指します。	●在宅当番医制、休日診療所施設の充実、休日の医師及び看護師の確保など安心して医療を受けられるよう西尾幡豆医師会等と連携し、救急医療体制の充実を目指します。	
④市民病院における市民公開講座の開催などにより、市民の医療に対する正しい理解と、健康意識の向上を図ります。		
⑤佐久島の医療体制の充実を図り、医師、看護師の安定的な確保に努めます。	●佐久島の医療体制については、引き続き整備・充実を図り、医師、看護師の安定的な確保に努めます。	

###### (2) 市民病院の充実

①勤務医不足を解消するため、大学医局の意向を尊重しながら幅広く人材の確保に努めるとともに、「西尾市民病院改革プラン」に基づき、地域の中核病院としての役割を担えるよう、病院機能の向上と経営の健全化を図ります。	●勤務医不足を解消するため、大学医局の意向を尊重しつつ幅広く人材の確保に努め、併せて病院機能の向上と経営の健全化を図ります。	
②大規模災害に備え、災害拠点病院として自家発電用の設備の充実など、施設や設備、機能の強化を図ります。	●大規模災害に備え、災害拠点病院として、施設、設備の充実及び機能の強化を図ります。	

③医療技術の進歩と患者のニーズに即して、医療機器と施設等の充実を図り、総合的医療による2次救急医療を担う地域の中核病院としての機能を発揮します。	●医療技術の進歩と患者のニーズに即して、医療機器と施設・環境の充実を図り、地域の中核病院としての機能を発揮します。	
--	---	--

(3) 医師・看護師の育成

①市立看護専門学校において、進展する医療や社会のニーズに対応できる看護師を育成し、地域の医療機関等に送り出します。	●市立看護専門学校が、進展する医療や社会のニーズに対応できる看護師を育成し、地域の医療機関等に送り出します。	
	●市民病院が地域の基幹病院として、総合的医療機能を基盤に2次救急医療※5を担い、さらに、医療従事者の研修の場としての役割を果たし、地域の医療水準の向上に努めます。	
②奨学金制度等により、研修医の確保に努めるとともに、市民病院においては、医師を始めとした医療従事者の研修の場としての役割の発揮や、医師等が働きやすい環境を整えます。		

2 健康づくり

(1) 地域における健康づくりの推進

①市民の健康づくりを支援する健康づくり推進員や健康づくりボランティア、食生活改善ボランティアなどの育成を図ります。	●市民の健康づくりを支援する健康づくり推進員や食生活改善ボランティアなどの育成を図ります。 ●健康づくりボランティアや食生活改善ボランティアと連携しながら地域の健康づくりに取り組みます。	
②市民が健康づくりに取り組みやすくするために、市内の運動施設などの紹介を行うとともに、にしお健康マイレージを有効に活用するなど、市民の健康づくりへの啓発を行います。		

(2) 母子保健の充実

①出産・育児に関する正しい情報を提供するとともに、子育て包括支援センターを設置し、子どもの発育に応じたきめ細かな支援を行い、保護者の育児不安の解消に努めます。	●出産・育児に関する正しい情報を提供するとともに、子どもの発育に応じた支援を充実し、保護者の育児不安の解消に努めます。	
---	---	--

②妊婦が安心して妊娠・出産ができるよう、経済的負担の軽減を図り、妊産婦健康診査の充実及び健診の受診を促進します。	●妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため妊産婦健康診査の充実及び健診の受診促進を図ります。	
③乳幼児健康診査を実施し、疾病予防、早期発見・早期治療に努めます。また、幼児や児童のむし歯予防を推進します。	●乳幼児健康診査を実施し、疾病予防、早期発見、早期治療に努めます。また、幼児のむし歯予防を推進します。	
④子どもを希望しているにも関わらず不妊に悩んでいる夫婦に対して、安心して治療が受けられるよう、経済的支援を継続します。	●子どもを希望しているにも関わらず不妊に悩んでいる夫婦に対し、安心して治療が受けられるよう経済的支援の充実を図ります。	

### (3) 成人保健の充実

①人間ドックを始めとする健診、がん検診及び歯科健康診査などの各種検診を充実します。	●疾病の早期発見・早期治療に結びつけるため、一般健診、人間ドック、がん検診及び歯科健康診査の各種検診を充実し、受診しやすい体制を整えます。	
②市民が主体的に生活習慣病の予防ができるよう、健診後の相談、指導及び教室を実施し、疾病予防のための正しい知識の普及を図ります。	●健康づくりの環境を整え、市民が主体的に生活習慣病の予防ができるよう、健診後の相談、指導及び教室を実施し、疾病予防のための正しい知識の普及を図ります。	

### (4) 感染症対策の推進

①感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、西尾市医師会や他市と連携を図り、予防接種の励行や対象者への周知徹底に努めます。	●感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種の励行及び接種率の向上を目指し、対象者への周知徹底と予防接種の広域化も視野に入れて西尾幡豆医師会をはじめ他市と連携を図ります。	
②感染症の二次感染を防止するため、防疫体制の強化を図るとともに、国、県、医師会などと連携し、新型インフルエンザなどの新たな感染症への危機管理対策を講じます。	●感染症の二次感染を防止するため防疫体制の強化を図るとともに、国、県、医師会などと連携し、新型インフルエンザなどの新たな感染症への危機管理対策を講じます。	

## 3 高齢者福祉

### (1) 地域におけるケアや支え合いの推進

①高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するための包括的な支援体制づくりを進めます。	●高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するための地域包括ケア体制を構築します。	
---	---	--

<p>②関係機関との連携を密にして地域包括支援センターの機能強化を図ります。特に地域ケア会議の充実や認知症対応力の強化を図ります。</p>	<p>●認知症高齢者に対する地域の見守りネットワークの構築に努めます。 ●地域包括支援センターの機能強化、特に認知症対応力の強化や地域ケア会議の充実を図ります。</p>	
<p>③地域における支え合い活動を高めていくために、地域で活動するボランティアの発掘・育成を進めます。</p>		

(2) 高齢者福祉施設の整備

	<p>●<u>居宅で生活することに不安や困難がある高齢者のために生活の場である住居を提供します。</u></p>	
<p>①老人福祉センター、老人憩の家、高齢者交流広場などの高齢者福祉施設の老朽化が進んでいるため、計画的な改修・更新を目指します。</p>		
<p>②高齢者が気楽に利用できる憩いの場を提供します。</p>	<p>●高齢者が気軽に利用でき、ボランティアグループの運営も活用した憩いの場の提供を図ります。</p>	

(3) 介護サービスの充実

<p>①特別養護老人ホームなどの入所介護型施設の需要は長期的には増加するものと予測されるため、需要動向を見定めつつ計画的な整備を進めていきます。</p>	<p>●入居待機者の多い特別養護老人ホームについては、負担と給付のバランスに配慮しながら整備を進め、重度の要介護状態になっても安心できる基盤を整備します。</p>	
<p>②地域バランスを考慮しながら、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの整備を進め、在宅支援サービスの充実を図ります。</p>	<p>●小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスの整備により、中重度の要介護状態になっても、安心して在宅の生活ができる基盤を整備します。</p>	

(4) 介護予防と生きがいづくり

<p>①介護予防のサービス事業対象者把握のため基本チェックリストにより、必要と認められる場合には介護予防ケアプランを作成し介護予防事業を行います。</p>	<p>●二次予防事業対象者把握のため、介護予防チェックリストを実施し、必要と認められる場合には介護予防ケアプランを作成し介護予防事業を行います。</p>	
<p>②介護予防についての啓発活動を行うとともに、シルバー元気予防教室など開催により、介護予防、閉じこもり防止などにつなげていきます。</p>	<p>●要介護・要支援及び二次予防事業対象者以外の方を対象に介護予防の啓発や各種教室を開催し一次予防事業を行います。</p>	

	●在宅高齢者介護の悩みや介護方法などの意見交換の場を設け、家族介護者の介護負担を軽減できるように支援します。	
③地域高齢者の交流の場、介護予防の場として宅老所事業を充実します。	●高齢者交流広場において宅老所事業を実施し、介護予防に努めます。	
④高齢者の生きがいづくりのため、老人クラブを通じた社会活動を促すほか、シルバー人材センターなどを通じて体力に応じた就労機会の提供を進めます。		

#### 4 障害者福祉

##### (1) 療育・教育、保健・医療の充実

①障害の早期発見や早期対応のため、乳幼児健康診査及び中途障害を予防する観点から生活習慣病等の各種健康診査において、医療機関を始め保育園、幼稚園、福祉施設などの関係機関との連携の強化に努めます。	●障害の早期発見や早期対応のため、乳幼児健康診査及び中途障害を予防する観点から生活習慣病等の各種健康診査において医療機関との連携の強化に努めます。	
②心の健康について、理解を深め、問題を早期発見して適切な支援が受けられるよう自立支援医療などの精神保健福祉の充実を図ります。	●心の健康について、理解を深め、問題を早期発見して適切な支援が受けられるよう精神保健福祉の充実を図ります。	
③障害のある児童生徒の増加や多様化する障害の状況等に対応するため、学校生活上の介助や学習活動上の支援等、支援体制の強化を図ります。	●多様化する障害児童生徒の増加や障害の状況等に対応するため、学校生活上の介助や学習活動上の支援など、支援体制の強化を図ります。	

##### (2) 安全・安心と住まい、移動手段の確保

①障害の特性に合った安全な住まいの確保とともに、関係機関との連携の下でグループホームなど居住系サービスの必要量の確保に努めます。	●障害の特性に合った安全な住まいの確保とともに、グループホーム、ケアホームなどについて、関係機関との連携を図り、必要量の確保に努めます。	
②障害者の移動手段を確保するため、移動支援事業、タクシー料金助成事業などの事業を実施します。また、社会福祉協議会では福祉車両貸出事業を継続します。	●障害者が地域で自立して生活していくためには、社会参加するための移動手段の確保施策の充実に努めます。	

③災害などの緊急時における障害者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿登録への登録を促すとともに、実際の避難行動につなげていくための対策を講じていきます。	●災害などの緊急時における障害者の安全確保を図るため、災害時要援護者名簿登録制度の周知を図ります。	
---	---	--

### (3) 人権・権利擁護の推進

①広く市民に対し、障害そのものや障害者に対する理解促進のための啓発を進めます。	●広く市民に対し、障害そのものや障害者に対する理解の促進、成年後見制度等の普及・啓発に努めます。	
②成年後見制度の普及・啓発に努めます。		
③障害者への虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、適切な事後の支援に関する施策に取り組みます。	●障害者への虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、適切な事後の支援に関する施策に取り組みます。	

### (4) 福祉サービスの充実と相談体制の整備

①多様化、専門的になっている相談ニーズに的確に対応していくため、相談体制の拡充を図ります。	●福祉サービスの利用のために、サービスの周知を含め、相談体制の整備充実を図ります。	
②障害者の雇用についての啓発を行うとともに、企業等関係機関へ働きかけ、障害者の就業機会の拡大に努めます。	●障害者に適した仕事の情報を市内及び近隣企業等関係機関へ働きかけ、障害者の就業機会の拡大に努めます。	

### (5) 協働による福祉のまちづくり環境整備

①障害及び障害者について学ぶ機会や場を充実し、心のバリアフリーの実現を図ります。	●障害及び障害者について学ぶ機会や場を充実し、心のバリアフリーの実現を図ります。	
②障害者へ市や地域の情報を周知し、催し・まちづくりへの参加を促進します。	●障害者へ市や地域の情報を周知し、催し・まちづくりへの参加を促進します。	
③公共施設及び公共交通機関や道路等のバリアフリー化を関係機関と連携し推進します。	●公共施設及び公共交通機関や道路等のバリアフリー化を関係機関と連携し推進します。	
④障害者が地域で暮らしていくために、手話通訳などのボランティアの育成など必要な住民サポート力の強化に努めます。	●障害者が地域で暮らしていくために、手話通訳などのボランティアの育成など必要な住民サポート力の強化に努めます。	

## 5 社会保障

### (1) 地域福祉の推進

①高齢者、障害者、子ども等に関わる地域福祉を横断的に推進することのできる組織体制について検討していきます。		
---	--	--

②地域見守り支援体制の整備・充実を図ります。	●地域見守り支援体制の整備・充実を図ります。	
③福祉サービスの提供体制の充実を図ります。	●福祉サービスの提供体制の充実を図ります。	
④福祉教育の充実と人材の育成をしていきます。	●福祉教育の充実と人材の育成をしていきます。	
⑤福祉都市基盤の充実を図ります。	●福祉都市基盤の充実を図ります。	
⑥結婚を望む男女に対して出会いの場を提供していきます。		

## (2) 国民健康保険・高齢者医療・国民年金の適正運営

①国保税の負担の公平化と国保税の収納率の向上対策を進め、安定した国保事業の財政運営を図ります。	●国保税の負担の公平化を図り、安定した国保事業の財政運営を図ります。	
	●国保税の収納率の向上を図ります。	
②高齢者医療制度の周知を図り、より円滑な運営を図ります。	●高齢者医療は、安定的な老後を送ってもらうため、制度の周知はもとより円滑な運営を図ります。	
③無年金者の防止に向けて、制度の周知と相談業務の充実を図ります。	●無年金者の防止に向けて、制度の周知と相談業務の充実を図ります。	

## (3) 低所得者への自立支援

①就労可能な低所得者への就労支援を実施し、早期の自立を目指します。	●就労可能な被保護者への就労支援を実施し、早期の自立を目指します。	
-----------------------------------	-----------------------------------	--

## (4) 福祉医療の充実

①財政の許す範囲において福祉医療制度を維持継続することで、対象者の経済的負担を軽減し、生活の安心感を高めます。	●健康の保持増進を図るため、財政の許す範囲において医療費の一部を支給する制度を維持継続し、経済的負担の軽減を図ります。	
	●財政基盤が安定した福祉医療費助成制度の運営ができるように国・県に要望します。	
②広報紙・ホームページなどを活用し、福祉医療制度の周知に努めます。	●広報紙、ホームページなどを活用し、福祉医療制度の周知に努めます。	

## 6 消費者保護

### (1) 相談体制の充実

①消費生活センターにおいて、専門知識を有した相談員を配置し、市民からの被害相談に対応します。	●巧妙かつ多様化する消費者被害の手法に対処できる専門知識を有した相談員を配置し、市民からの被害相談に対応します。	
②消費者トラブルや相談の動向に対応して、消費生活センターの充実を図ります。		

③消費生活センターの周知・PRに努め、トラブル解決のためにセンターの利用を促します。	●相談事業のより一層の周知・PRに努める。	
--	-----------------------	--

## (2) 消費者への啓発

①市民が消費者被害に遭わないよう、消費者トラブルに関する情報提供をします。	●市民が消費者被害に遭わないよう、消費者トラブルに関する情報提供をします。	
	●市民が消費者被害に遭ったときの相談体制や相談窓口の情報提供をします。	
②ネット犯罪に巻き込まれやすい中・高校生向けの情報提供を図ります。		
③啓発用品・グッズを作製、配布し、消費者被害に対する関心・注意を喚起します。	●啓発用品・グッズを作製、配布し、消費者被害の相談窓口等に関する情報提供をします。	

## (3) 消費者団体への支援

①市民の先頭に立って消費者問題や消費者教育に取り組む市民団体の活動を支援します。	●市民の先頭に立って消費者問題や消費者教育に取り組む市民団体の活動を支援します。	
--	--	--

## 第5章 自然環境

### 1 公園・緑地

#### (1) 公園の整備

①平成26年3月に策定した緑の基本計画に基づき公園の計画的な整備を図ります。	●新西尾市としての緑化施策の指針となる計画を策定し、計画的な整備を図ります。	
②親子で楽しめる公園の整備や、市街地における土地区画整理事業等の推進により公園・緑地の計画的な整備を図ります。	●親子で楽しめる公園事業の推進や、市街地の面整備が未施行な区域で、土地区画整理事業等の推進により公園・緑地を創出し、計画的な整備を図ります。	
③土地改良事業等で創出される農村公園の整備と地域による管理を継続します。	●土地改良事業等で創出される農業レクリエーションの拠点となる農村公園の整備を図ります。	
④市街地内の遊休地等で買収が難しい場合、借地公園として積極的に活用し、未整備地区の解消を図ります。	●市街地内の遊休地等で買収が難しい場合、借地公園として積極的に活用し、未整備地区の解消を図ります。	
⑤公園等の整備計画策定に、市民参画を図ります。	●公園等の整備計画策定に市民参画を図ります。	

(2) 公園の維持管理と利用促進

①公園等の維持管理等にアダプトプログラムを始めとする地域住民の参画など、市民協働を図ります。	●公園等の維持管理等に市民協働を図ります。	
②既存公園等の施設整備改善を実施し、魅力ある公園として利用度の高い公園化を図ります。	●既存公園等の施設整備改善を実施し、魅力ある公園として利用度の高い公園化を図ります。	
③公園施設の改築・更新は、「公園施設長寿命化計画」に基づき適切に維持管理を図ります。	●公園施設の改築・更新は、「公園施設長寿命化計画」に基づき適切に維持管理を図ります。	
④地域住民が公園に親しみ、利活用しやすいように、防災設備の導入やユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。	●防災施設を整備した公園づくりを推進します。 ●公園施設はユニバーサルデザインに配慮し、既存の公園はバリアフリー化を進めます。	
⑤「愛知こどもの国」は、市民活動団体や県、地元と連携して利用促進を図ります。	●市民をはじめ多くの人に親しまれる「愛知こどもの国」については、県や地元と連携して利用促進を図ります。	

(3) 緑地の保全及び緑化の推進

①緑の基本計画に基づいて自然環境や歴史的風土を形成している緑地の保全を積極的に図ります。	●新西尾市の公園・緑地計画に際して、自然環境や歴史的風土の緑地保全を積極的に図ってまいります。	
②公共施設・公共空間において率先して屋上や敷地の緑化を推進するとともに、まちに適した街路樹を選定します。	●公共施設・公共空間において率先して屋上や敷地の緑化を推進するとともに、まちに適した街路樹を選定して、緑豊かな都市の形成を図ります。	
③市民や事業者にも補助制度の活用を促して、民有地緑化の推進を図ります。また、西尾市緑化推進条例による保存樹木の指定や西尾の名木の指定などにより、重要な樹木の保全に努めます。	●補助制度を活用して民有地緑化の推進を図ります。 ●西尾市緑化推進条例による保存樹木の指定や西尾の名木の指定などにより、重要な樹木について保全に努めます。	
④三ヶ根山を始めとする三河湾国定公園内の緑豊かな自然環境の保全に努めるとともに、自然景観地として利用促進を図ります。	●自然公園法に基づき、三ヶ根山をはじめとする三河湾国定公園内の緑豊かな自然環境の保全に努めるとともに、優れた自然景観地としての利用促進を図ります。	

## 2 自然環境

### (1) 海や川、山の保全と適正管理

①海や川、山の機能や役割について、啓発を行い、市民の自然環境に対する関心や意識を高めます。		
②干潟の保全、水質汚濁の防止、漂着ごみ対策の推進など、三河湾の環境保全を進めます。		
③海や川、山などの清掃を行う市民のボランティア活動を、市民・事業所と連携して支援します。	●海や川、山などの清掃を行う市民のボランティア活動を、市民、事業者と連携して支援します。	
④排水対策や清掃活動等に取り組み、河川環境の保全を進めます。	●里山所有者をはじめとする市民や地域との協働により、間伐や竹林整備など、里山の保全を進めます。また、里山の機能や役割について、啓発を行い、市民の里山に対する関心や意識を高めます。	
⑤市民・地域の協力を得ながら、間伐や竹林整備などの里山保全を進めます。		
⑥森林の持つ治山・治水機能を生かすために、市民や事業者と協働で森林の保全を図ります。	●森林の持つ治山・治水機能を生かすために、市民と協働で森林の保全を図ります。	
	●市民が主体となり干潟や里山などを保全する仕組みを検討します。 ※(2)へ移動	

### (2) 自然とふれあう機会の創出

①海や川、山で人々が集うことができ、自然にふれあうことのできる場や機会の創出を図ります。	●身近な海や川、山で人々が集うことができ、誰もが気軽に自然にふれることができる場の創出を図ります。	
	●市街地内の身近な寺社林や公園、緑地の緑、小川や水田などを再発見し、環境教育や人々の憩いの場として保全・利用を進めます。	
②市民が干潟や里山などの保全活動に参加する仕組みを検討します。 ※(1)から移動		
③いきものふれあいの里で開催している自然観察会や体験学習会の魅力アップを図ります。また、干潟や河川、佐久島など多様な自然を舞台として、観察会や生物調査などを開催し、市民の環境への意識や関心を高めます。	●いきものふれあいの里を中心に自然観察会や体験学習会などを開催し、自然とふれあう機会を提供します。	

<p>④学校のビオトープを活用して環境教育を推進します。また、ビオトープの維持管理に関する知識の習得機会を提供します。</p>	<p>●学校のビオトープなど既存施設の活用により、生物にふれあう機会をつくり、環境教育を推進します。また、市民や各種団体等の協力により干潟観察会や水生生物調査をはじめとする環境講座などを開催して、市民の環境への意識や関心を高めます。</p>	
---	--	--

(3) 生物多様性の確保 (3) 動植物との共生

	<p>●<u>河川や海岸などの水辺を整備する際には、動植物の良好な生息・生育環境を改変しないように努めるなど、自然環境に配慮します。</u></p>	
<p>①地域と協力して動植物保護を進めることで自然環境を守り、生物多様性の保全に努めます。</p>	<p>●地域と協力して動植物保護を進めることで自然環境を守り、生物多様性の保全に努めます。</p>	
<p>②西尾市史編さんを通じて市内に生息・生育する動植物の実態調査を実施します。</p>		
<p>③地域固有の動植物の生息・生育環境の保全に努めます</p>	<p>●県や市の天然記念物に指定されている貴重な生物を、生育上重要な地域の保全などを通じて、守り続けるように努めます。</p>	
<p>⑤西三河南部生態系ネットワーク協議会と連携し、広域的な視点による生態系ネットワークの形成に取り組みます。</p>		
<p>④外来種による在来種や生態系への影響を防止・軽減するため、生態系への影響や適切な対応方法等について周知します。</p>	<p>●外来生物による在来生物や生態系への影響を防止・軽減するため、「外来生物法」に基づき、ペットなど外来生物の適切な取り扱い方法を市民に周知するように努めます。</p>	
<p>⑥動物愛護と適切な管理の観点から、動物の飼い主に対して、正しい知識の普及に努め、最後まで責任をもって飼ってもらうよう周知徹底を図ります。</p>		

3 河川・海岸

(1) 河川の改修・整備

<p>①矢作川の堤防改修、補強と矢作古川との分岐点における防災ステーションの建設を国に働きかけます。</p>	<p>●矢作川の堤防改修、補強と矢作古川との分岐点における分派施設及び防災ステーションの建設を国に働きかけます。</p>	
--	--	--

②広田川を始めとする愛知県が管理する河川について、自然環境にも配慮した治水・浸水対策のための河川改修を県に働きかけます。	●広田川をはじめとする愛知県が管理する河川について、自然環境にも配慮した治水・浸水対策のための河川改修を県に働きかけます。	
	●矢作川左岸堤防リフレッシュ事業によりバイパス道路の整備をします。	
③県による二の沢川の河川整備にあわせて、水辺プラザの整備をします。	●愛知県が行う二の沢川の河川整備にあわせ水辺プラザの整備をします。	
④津波対策が重要度を増したことから河川堤防の液状化対策など施設の耐震改修や整備を県と連携して推進し、災害に強いまちづくりを進めます。	●津波対策が重要度を増したことから、河川堤防の液状化対策など施設の耐震改修や整備を県と連携して推進し、災害に強いまちづくりを図ります。	

## (2) 海岸・港の整備と活用

①津波高潮対策のために海岸堤防の液状化対策などの耐震改修や施設整備を県と連携して推進し、災害に強いまちづくりを図ります。	●海岸線が増大し、津波高潮対策が重要度を増したことから、海岸堤防の液状化対策などの耐震改修や施設整備を県と連携して推進し、災害に強いまちづくりを図ります。	
②衣浦港における港湾区域を拡大と、西尾地区における災害に強い埠頭などの港湾施設の整備を検討し、災害時の海上輸送基地の確保を図ります。	●衣浦港における港湾区域を拡大させ、西尾地区に災害に強い埠頭などの港湾施設の整備を検討し、災害時の海上輸送基地の確保を図ります。	
③寺津漁港海岸は、防潮施設の高潮や津波対策を進めます。	●寺津漁港海岸は、高潮や津波被害対策として、防潮扉が設置されているが、老朽化した既設木製角落し式防潮扉を鋼製スライド式等の防潮扉に変更し改善を図ります。	
④漁港施設の機能強化のため、修繕計画の策定や機能保全計画に基づく整備により、施設の長寿命化を図ります。	●漁港施設の機能を強化するため、計画的にメンテナンス及び改修を行い、施設の長寿命化を図ります。	

## 4 地球環境

### (1) 新たなエネルギーの利用促進

①新たなエネルギーや技術の普及を進めるため、補助金制度等の情報提供に努めます。	●住宅用太陽光発電装置の設置補助による家庭への太陽光発電装置の普及を図ること等により、新たなエネルギーの利用促進に努めます。	
②住宅用太陽光発電装置や家庭用燃料電池、スマートハウスの導入補助などにより、新たなエネルギーの利用促進に努	●家庭用燃料電池やスマートハウスなど新たなエネルギーや技術の普及を進めるため、国の補助金制度等の情報提供	

めめます。	に努めます。	
③再生可能エネルギーの導入は、周辺環境及び生態系への影響の少ない太陽光発電を中心に推進します。	●大規模ソーラー発電や風力発電施設の立地をはじめ新たなエネルギーの利用を周辺環境への影響を見極めながら推進します。	
	● <u>公共施設の整備に際しては、リサイクル材料の使用を推進するとともに、太陽光発電施設の設置など新たなエネルギーの導入を目指します。</u>	
④市有施設屋根貸し太陽光発電事業等による地域で創られる再生可能エネルギーについて、災害時等における有効利用の検討を進めます。		

### (2) 市民による環境活動の推進

①市民の環境に対する意識を高めるため、市民と連携してイベントなどを開催し、環境意識への啓発を図ります。	●市民の環境に対する意識を高めるため、市民と連携してイベントなどを開催し、環境意識への啓発を図ります。	
②市民の環境保全へのきっかけづくりと地域の人材育成のために、市民とともに「にしお市民環境大学講座」を開催します。	●市民の環境保全へのきっかけづくりと、地域の人材育成のために、市民とともに「にしお市民環境大学講座」を開催します。	
③小中学校において総合的な学習の時間を軸に、地域特性を生かした環境教育の推進に努めます。	●小中学校において総合的な学習の時間を軸に、地域特性を生かした環境教育推進に努めます。	
④市民による環境活動に対して、情報提供や活動の場の提供などの支援をするとともに、環境活動団体や環境に興味のある市民や事業者などの相互連携とネットワーク化を図ります。	●市民による環境活動に対して、情報提供や活動の場の提供などの支援をするとともに、環境活動団体や環境に興味のある市民や事業者などの相互連携とネットワーク化を図ります。	

### (3) 省エネ生活の推進

①地球温暖化対策の必要性を認識してもらうための情報提供に努めるとともに、省エネルギー・省資源の普及啓発を図ります。		
②環境にやさしいライフスタイルのPRと環境保全のきっかけづくりのために、各種団体と連携して、環境学習の開催に努めます。	●環境にやさしいライフスタイルのPRと環境保全のきっかけづくりのために、各種団体と連携して、市民環境大学講座でのエコクッキングをはじめとする環境講座の開催や環境家計簿の普及を図ります。	

③「みどりのカーテンコンテスト」の開催などにより、夏の暑さを和らげ省エネにも効果のある緑のカーテンの普及を図ります。	●夏の暑さを和らげる「緑のカーテン」の普及により省エネと温室効果ガスの排出抑制を推進します。	
④電気自動車を始めとする市が定める低公害車の購入補助により、省エネルギーと温室効果ガスの排出抑制を推進します。	●電気自動車をはじめとする低公害車の購入補助による低公害車の普及促進により、省エネと温室効果ガスの排出抑制を推進します。	
⑤市が率先してクールビズ・ウォームビズに取り組むことなどにより、市民や事業者に対して普及啓発を図ります。	●市は率先してクールビズ・ウォームビズに取り組むことなどにより、市民や事業者に対して普及啓発を図ります。	
⑥公共交通の利便性を高め、クルマ（自家用車）と電車・バス等の公共交通、自転車、徒歩などを賢く使い分け、環境に優しい交通手段を利用するエコモビリティライフを推進します。		

## 5 環境衛生

### (1) ごみの減量・資源化

①市民・事業者・行政の三者が行うべき役割と行動を明確にし、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの4Rを推進します。	●市民・事業者・行政の三者が行うべき役割と行動を明確にし、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの4Rを推進します。	
②地域によって分別ルールが異なるため、市内のごみの分別ルールの統一と徹底を図ります。	●4Rを推進するためには、単にごみを分別するだけでなく、資源となるものの行き先をしっかりと理解した上で、ごみの分別ルールの徹底を図ります。	
③子どもから大人までの市民一人ひとりがごみを減量する意識を持つよう啓発活動を推進します。	●資源循環型社会のしくみを実現するためには、市民一人ひとりの自主的かつ積極的な取り組みが不可欠で、子供から大人までごみを減量する意識を持つよう啓発活動を推進します。	

### (2) ごみの適正処理

①老朽化するクリーンセンターの長寿命化を図るとともに、岡崎市、幸田町と2市1町で広域化計画に基づき、建替えを検討していきます。	●クリーンセンターの建て替えを広域化計画に基づき検討していきます。	
---	-----------------------------------	--

②クリーンセンターに搬入される不用品で再利用ができるものは、整備・調整を行い、リサイクルプラザにて市民に提供します。	●クリーンセンターに排出される不用品で再使用できるものは、整備・調整してリサイクルプラザにて市民に提供します。	
③ごみの減量化に向け、剪定枝リサイクルを推進します。	●剪定枝リサイクルを推進するために回収方法や処理方法、販売方法を検討します。	

### (3) 最終処分場の適正管理

①最終処分場の統廃合を進めるとともに、統合した最終処分場は適正な管理に努め、長寿命化を図ります。	●最終処分場の適正な管理に努めるとともに、延命化を図ります。	
	●旧貝吹最終処分場の跡地活用を検討します。	

### (4) 火葬場の適正管理

①斎場やすらぎ苑の計画的な改修や維持管理に努め、長寿命化を図ります。	●斎場やすらぎ苑の計画的な維持管理に努めるとともに、施設の設備充実を図ります。	
------------------------------------	---	--

### (5) 公害対策の推進

①大気、水質、騒音、振動などの環境調査・監視を行います。	●大気、水質、騒音、振動などの環境調査・監視を行います。	
②工業団地等に進出する企業と公害防止協定を締結し、公害の発生を未然に防止します。	●工業団地等に進出する企業と公害防止協定を締結し、公害の発生を未然に防止します。また、工場建設時には建築開発事業指導要綱に基づき事前指導を行います。既存の工場についても立入調査を行い、公害を防止します。	
③工場建設等にあたっては建築開発事業指導要綱に基づき、事前指導を行います。		
④必要に応じて工場への立入調査を行い、公害を防止します。		
⑤市民から寄せられる公害苦情の解決に努めるとともに、公害発生の未然防止に向けた啓発に努めます。	●市民から寄せられる公害苦情の解決と苦情を減らすための啓発に努めます。	

## 6 防災

### (1) 防災意識の高揚

①市職員に対する図上訓練・避難所運営等の防災教育を実施し、行動マニュアル等の活用と改善を図り、災害対応力の向上を図ります。	●市職員に対し図上訓練・避難所運営等の防災教育を実施し、行動マニュアル等を整備し、災害対応力の向上を図ります。	
---	---	--

②自主防災会、ボランティア、学校等への出前講座や啓発、校区の自主防災訓練における避難所運営の試行などにより、市民の防災力の向上を図ります。	●自主防災会、ボランティア、学校等との協働を通じ市民の防災意識の更なる向上を図ります。	
③南海トラフ地震等大規模な地震が発生する可能性や被害予測などについてハザードマップ等で周知を図るなど、市民の防災意識を高めます。	●東海地震等大規模な地震が発生する可能性を現実的なデータ、事例で紹介する等、市民に危機意識を持っていただくよう啓発します。	

(2) 地域防災力の強化

	●水(警)防団、消防団、ボランティア団体等との連携を強化し、連絡体制の構築を進めます。	
①消防団や機能別消防団の強化、ボランティア団体等の活動を支援するとともに団体同士の連携を強化して、防災ネットワークを構築します。		
②自主防災会の訓練などの活動や資機材の整備を支援するとともに、各校区が主体となった実践的な訓練を促します。	●自主防災会の訓練運営費、資機材購入等へ支援する体制を整え、より実践的な防災訓練を実施して自主防災会活動の活性化を図ります。	
③貯水槽、災害時協力井戸など断水時の生活用水等の確保を進めるとともに、確実に給水する方法を整えます。	●断水時の配水方法について水道部局と共同して確保に努め、また、災害時協力井戸を広く募集し、災害時の生活用水等の確保に努めます。	
④地域の防災活動や災害時の救護・避難活動の中心となる防災リーダーの育成を図ります。	●地域の防災活動や災害時の救護・避難活動の中心となる防災リーダーの育成を図ります。	

(3) 避難行動要援護者支援 (3) 災害時要援護者支援

①避難行動要支援者について、自主防災会等地域コミュニティと連携し、安否確認や避難支援等ができる体制づくりを進めます。	●災害時要援護者について、自主防災会等地域コミュニティと連携し、安否確認や避難支援等ができる体制づくりを進めます。	
②福祉避難所について地域の理解を得るとともに、多様な避難行動要支援者に応じた対策を各団体・担当課と協議して進めます。	●その他多種多様な災害時要援護者に応じた対策を各団体・担当課と協議して進めます。	

(4) 災害発生時に備えた減災・復旧対策

①防災教育や防災訓練の際に、女性や高齢者等に配慮した避難所の運営や資機材の整備を行うとともに、女性の避難所運営への参画を図ります。	●防災教育で男女のニーズの違いを把握し、被災時の女性を考慮した避難所のレイアウトや相談窓口の設置等で女性の参画を図ります。 ●間仕切・空調設備をはじめとする避難所等の施設内の環境整備を図ります。	
②二次被害を防ぐための応急危険度判定士の民間からの登録を拡大します。	●二次被害を防ぐための応急危険度判定士を自治体・民間建築技術者より登録推進をします。	
③建築確認申請時における道路の後退及び後退部分の市への寄付採納により道路幅員を確保し、狭あい道路を解消します。	●建築確認申請時に狭あい道路の道路後退及び後退部分の市への寄付採納により道路幅員を確保し、狭あい道路を解消します。	
④物的人的支援を速やかに受けられるよう事業所や自治体間の災害応援協定を更に進めていきます。	●物的人的支援を速やかに受けられるよう事業所や自治体間の災害応援協定を更に進めていきます。	
⑤津波浸水被害に対応した施設整備を進めます。		

7 防犯・交通安全

(1) 防犯・交通安全意識の高揚

①警察と連携して地域における防犯意識の高揚を図ります。	●警察と連携して地域における防犯意識の高揚を図ります。	
②防犯啓発活動や防犯教室などにより防犯意識の向上に努めます。	●防犯啓発活動や防犯教室などにより防犯意識の向上に努めます。	
③交通安全啓発活動や年齢に応じた交通安全教室などにより、子どもや高齢者、夜間ウォーキングを行う市民等の交通安全意識の向上に努めます。	●交通安全啓発活動や年齢に応じた交通安全教室などにより子どもや高齢者の交通安全意識の向上に努めます。	

(2) 地域の安全活動の推進 ~~-(2)-~~地域の安全性の強化 (3) 地域の安全活動の推進

①自主防犯団体活動を支援し、警察等と連携し地域の自主的な防犯活動を推進します。また、防犯灯の設置を推進して犯罪の抑止を図ります。	●自主防犯団体活動を支援し、警察等と連携し地域の自主的な防犯活動を推進します。また、防犯灯の設置を推進して犯罪の抑止を図ります。	
②ホームページ、回覧物等による犯罪及び防犯情報の提供を行い、地域ボランティアの協力を得たパトロール活動など不審者対応の強化をして子どもや高齢者	●ホームページ、回覧物による犯罪及び防犯情報の提供を行い、地域ボランティアの協力を得たパトロール活動など不審者対応の強化をして子どもや高齢者	

者の犯罪被害防止を図ります。	の犯罪被害防止を図ります。 ●ホームページ、回覧物等による犯罪及び防犯情報の提供をします。 ●健康志向の高まりにより増加している夜間ウォーキングを行う市民に対し交通事故対策を施します。	
③地域が主体となって防犯や交通安全のための総点検を行い、危険箇所の認知と対策を講じます。	●地域を主体とした交通安全総点検を行い、危険箇所の認知と対策を講じます。	
④交通安全立看板等の標示物を設置し、交通安全環境の整備を進めます。	●カーブミラー等の交通安全施設や立看板等の標示物を設置し、交通安全環境の整備を進めます。	

### (3) 犯罪被害者 支援及び暴力追放運動の推進

①警察等と連携し、暴力追放のための気運を盛り上げます。	●警察等と連携し、暴力追放のための気運を盛り上げます。	
②犯罪被害者を支援するための体制を整備します。	●犯罪被害者を支援するための体制を整備します。	

## 8 消防

### (1) 消防力の強化

①消防力の維持・強化を図るために、消防車両、消防庁舎、消防水利等の機器や施設の計画的な更新・整備を進めます。	●災害による被害を最小限に抑えるため、職員の知識、技術の向上や庁舎施設・車両・資機材・消防水利など消防用施設の整備充実、非常備消防機関の強化に努めるとともに、広域連携の推進により総合的な消防力の充実を図ります。	
②災害による被害を最小限に抑えるため、消防団の実践的な訓練や地域との連携を図ることにより、地域の防災力の強化を図ります。		
③消防団員を確保するために、消防団のイメージアップ、消防団員向けの特典、協力事業所の拡大など、消防団の魅力づくりを進めます。		
④高機能消防指令システムの機能を維持・強化するために、管理体制の確立や機器の計画的な更新、外国語対応などの新たなニーズに対応したシステムの構築などを進めます。	●高機能消防指令センターの整備、消防救急無線デジタル化を進め、通信指令体制の充実強化を図ります。	

(2) 救急救命体制の充実

<p>①救命率の向上を目的に、救急救命士の育成、救急技術の向上、救急車両・資機材の充実、医療機関との連携強化など、救急体制の充実を図ります。</p>	<p>●救命率の向上を目的に、救急救命士の育成、救急技術の向上、救急車両・資機材の整備、医療機関との連携強化など救急救命体制の充実を図るとともに、市民、事業所、各種団体などとの協働による応急手当体制の拡充に努めます。</p>	
<p>②市民、事業所、女性消防クラブ等の各種団体に対する講習会の開催や情報提供等を行い、応急手当ができる人を増やします。</p>		

(3) 火災予防対策の推進

<p>①人命危険の高い防火対象物、危険物施設などの立入検査を行い、防火安全対策の推進を図るとともに、住宅用火災警報器の設置を促進するなど家庭における安全・安心の確保に努めます。</p>	<p>●火災を未然に防ぐため、また火災による被害を最小限に抑えるため、人命危険の高い防火対象物、危険物施設などの立入検査を行い、防火安全対策の推進を図るとともに、住宅用火災警報器の設置を促進するなど家庭における安全・安心の確保に努めます。</p>	
<p>②火災予防の広報・啓発、消防署体験入署など、地域の防火意識の高揚を図ります。</p>	<p>●地域の防火意識の高揚を図るため火災予防の広報・啓発、民間防火組織の育成を図ります。</p>	

第6章 市民・行政

1 市民協働

(1) 市民活動・ボランティア活動の推進

<p>①市民活動団体のニーズと地域への波及効果などを検証し、効果的な補助を行います。</p>	<p>●市民活動団体のニーズと補助金効果を検討し適切な補助を行います。</p>	
<p>②NPO・市民活動団体等の設立や活動などに関する相談や情報提供を行い、団体の活動を支援します。</p>	<p>●NPO・市民活動団体等の設立などの相談を行い、活動団体を支援します。</p>	
<p>③市民活動・ボランティア団体等の情報発信を充実し、市民の活動参加を促します。</p>	<p>●市民活動・ボランティア団体等の情報発信の充実、市民参加の機会を支援します。</p>	

(2) 市民意見のまちづくりへの反映

<p>①市の基本的な政策の策定等を行ったときはパブリックコメント等を実施し、市民意見の施策反映の機会を設けます。</p>	<p>●市民との協働によるまちづくりを推進するため、市の基本的な政策の策定等を行ったときはパブリックコメントを実施します。</p>	
--	---	--

②代表町内会長会議が、町内会への事務連絡、町内会からの意見、町内会同士の意見交換等の場となるように支援します。	●代表町内会長会議が、町内会への事務連絡、町内会からの意見、町内会同士の意見交換等の場となるように支援します。	
③市民の生の声を聞くとともに、行政の情報を発信するため「市民協働ガイド」制度を実施していきます。	●市民の生の声を聞くとともに、行政の情報を発信するため「市民協働ガイド」制度を実施していきます。	

### (3) 男女共同参画社会の推進

①委員会、審議会等への女性の参画を拡大し、男女の意思を公平に市政に反映します。	●委員会、審議会等への女性の参画を拡大し、男女の意思を公平に市政に反映します。	
	●性別による固定的な役割分担を前提とする制度や慣行を見直します。	
②男女共同参画社会のさらなる推進を目指し「第2次西尾市男女共同参画プラン」の見直しと女性活躍推進法に基づく計画を策定し、本市の実情にあった取り組みを推進します。	●新たな「西尾市男女共同参画プラン」を策定し男女共同参画社会のさらなる推進を目指します。	
③災害時における、男女共同参画の視点を取り入れた対策に取り組みます。	●災害時における、男女共同参画の視点を取り入れた対策に取り組みます。	

## 2 情報共有

### (1) 広報広聴の充実

①広報紙やホームページを、どの世代にも見やすく親しまれるような内容・表現を目指して改善していきます。	●広報紙やホームページを、どの世代からも見やすく、興味を持ってもらえるような紙面・画面となるようなユニバーサルデザイン書体、レイアウトを検討します。	
②市民と行政が懇談する機会など市民の声を聞き取る仕組みを充実させ、幅広い世代の考え方や意見を行政に反映します。	●市民と行政が懇談する機会の拡充や市民の声を聞き取る体制の整備をし、幅広い世代の考え方、意見を行政に反映します。	
③報道機関を活用して行政情報を発信するとともに、各種情報発信媒体（ツイッター等）を通じて、タイムリーに情報を発信します。	●報道機関を PR 機関に見立て行政情報を発信するとともに、各種情報発信媒体（ツイッター等）を通じて、タイムリーな情報を発信していきます。	
④市が有する地域資源や特徴的な施策などの魅力を市内外に発信することで、市のイメージアップを図り、移住定住の促進に努めます。		

(2) 個人情報保護とセキュリティ対策の強化

①個人情報の適正な管理と情報漏えい対策を充実強化します。	●個人情報の適正な管理と情報漏えい対策を充実強化します。	
②情報セキュリティポリシーの必要な見直しと定期的な研修を実施します。	●情報セキュリティポリシーの見直しを適宜実施します。	

3 コミュニティ

(1) 地域活動の推進

①コミュニティ活動を多角的に支援し、自助・共助・公助の精神に基づく、心豊かな地域づくりを進めます。	●コミュニティ活動を多角的に支援し、自助・共助・公助の精神に基づく、心豊かな地域づくりを進めます。	
②校区コミュニティの活動をより活発にするため、「校区コミュニティ推進協議会」の役割について理解を深めるとともに、地域の課題に即した活動に取り組めるように支援します。	●小学校区単位で設立された校区コミュニティの活動をより活発にするため、コミュニティリーダーの育成に努めます。	
③校区コミュニティ推進協議会相互の交流を図り、情報共有や連携を進めるとともに、コミュニティリーダーの育成に努めます。	●さまざまなコミュニティ活動を通して、地域間の交流や連携を進め、西尾市全体が一体となった良好なコミュニティづくりを進めます。	

(2) 多文化共生の推進

①外国籍住民と日本人の多文化共生を推進するために外国籍住民との意見交換をする機会の活性化を図っていきます。	●外国籍住民と日本人の多文化共生を推進するために外国籍住民との意見交換をする機会の活性化を図っていきます。	
②外国籍住民に必要な情報を提供するために、多言語による「外国人のための生活ガイドブック」や「やさしい日本語」を活用した生活情報誌などを提供していきます。		

(3) 国際交流の推進

①国際交流協会の支援や同協会に所属する外国籍住民に地域活動への参加を促すことで、コミュニケーションの場を広げていきます。	●国際交流協会への支援や協会に所属する外国籍住民に地域活動の参加を促し、コミュニケーションの場を広げていきます。	
--	--	--

②国際交流協会との役割分担を図りながら、姉妹都市ポリリア市と交流事業を進め、グローバル社会に対応できる人材を育成します。	●姉妹都市ポリリア市からの訪問団の受け入れや派遣を積極的に行い、人的交流を図ることでグローバル社会に対応できる人材を育成します。	
--	--	--

(4) 総合的な離島振興

	● <u>農業活動と島民が持つ知識を基盤とし、都市部との交流を進め、お互いが生きがいを感じるとともに、貴重な知的財産の継承を進めます。</u>	
①アートの島として魅力を発信し、交流人口を増やすことにより新たなビジネスチャンスを広げるとともに、遊休農地を活用して島の特産品の開発とブランド化をめざします。	●佐久島独自のアート作品発表と持続性の高い事業活動の場としての基盤整備を更に進め、離島特有の魅力を発信し島の活性化を図ります。	
②「島を美しくつくる会」と行政が連携して、移住者向けの情報提供を行うとともに、空家活用を促進するなど、移住者の受入れ環境の整備を進めます。	●「島を美しくつくる会」を中心に行政との協働活動により、島外からの定住希望者に対して情報を発信するなど、島の活性化を図ります。	
③ <u>来訪者の急増による問題に対応するために、関係者と連携してルールづくりや啓発を行い、島内の良好な生活環境の維持・改善を図ります。</u>		

4 行財政運営

(1) 地域分権改革への対応 (1) 地域主権改革への対応

①地方分権改革による権限の増大化と責任の重大化に適切に対応するために、市民ニーズを把握するとともに業務遂行のための人材確保・育成を進めます。	●地域主権改革による権限の増大化と責任の重大化に適切に対応し、地域のことは地域住民が責任を持って決める地域社会を実現するため、自主・自立性ある行政施策を実行します。	
--	--	--

(2) 行財政改革の推進

①合併によって集約された地域資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を効率的・効果的に活用し、安定した行財政運営を確立するとともに、ムダを省いた事業執行と質の高い行政サービスを推進します。	●合併によって集約された地域資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を効率的・効果的に活用し、安定した行財政運営を確立するとともに、ムダを省いた事業執行と質の高い行政サービスを推進します。	
② <u>公共下水道の企業会計化を着実に進めます。</u>		

③行政評価委員会について一層の周知を図るとともに、市民の理解と協力を得た行政運営を推進します。	●行政評価委員会の存在を一層周知するとともに、市民の理解と協力を得た行政運営を推進することにより、委員会に寄せられる苦情や相談が減少することを目指します。	
④自主財源の根幹となる市税に関する理解を深めて納税意識を高めてもらうために啓発します。	●自主財源の根幹となる市税に関する理解を深め、納税意識を高めてもらうために、ホームページや広報などで啓発します。	

### (3) 公共施設再配置の推進

①西尾市公共施設再配置実施計画に基づき、事業を推進するとともに、引き続き第2次西尾市公共施設再配置実施計画を策定し、効率的・効果的な施設の維持・管理・運営・配置を実現します。	●西尾市公共施設再配置基本計画に基づき、将来の人口及び財政規模の動きに合わせて公共施設の保有総量を段階的に圧縮することで、より効率的・効果的な施設の維持管理・運営・配置を実現します。	
②ファシリティマネジメント（FM）の考え方に基づいた再配置を推進するため、公民連携（PPP）の可能性を探りながら、公共施設の長寿命化、利用者負担の見直し、市有財産の効率的運用などのさまざまな取り組みを展開します。	●ファシリティマネジメント（FM）※2の考え方に基づいた再配置を推進するため、公民連携（PPP）の可能性を探りながら、公共施設の長寿命化、利用者負担の見直し、市有財産の効率的運用などのさまざまな取り組みを全庁的に展開します。	
③西尾市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に効率化かつ効果的な公共施設等の整備・更新や維持管理を行い、次世代への負担を減らします。		

### (4) 職員の意識・資質の向上

①合併後の職員定員管理の適正化を図り、合併のスケールメリットを発現させます。	●合併後の職員定員管理の適正化を図り、合併のスケールメリットを発現させます。	
②多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、より専門的知識を持った人材育成と職員の資質向上を図ります。	●多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、より専門的知識を持った人材を育成するとともに、職員の資質向上を図ります。	

### (5) 安定財源の確保

①企業誘致等を積極的に進め、税収の確保に努めます。	●企業誘致を積極的に進め、税収の確保に努めます。	
---------------------------	--------------------------	--

②適正な債権管理により財源を確保します。	●適正な債権管理により財源を確保します。	
③売却可能財産の処分や公有財産の貸付けなどにより財源を確保します。	●売却可能財産の処分や公有財産の貸付けなどにより財源を確保します。	
④ふるさと納税制度を推進し、財源の確保を図ります。		

(6) 効率的な行財政運営

①経費負担のあり方や行政効果などを十分精査することにより、民間活力の導入や補助金などの整理合理化を進め、財政運営の効率化を推進します。	●経費負担のあり方や行政効果などを十分精査することにより、民間活力の導入や補助金などの整理合理化を進め、財政運営の効率化を推進します。	
②情報システムの統廃合など、情報システムの最適化を推進します。	●情報システムについて、オープンシステムの推進やクラウドの研究を進め、ITコストの最適化を目指します。	
③マイナンバー制度を活用した各種オンライン手続きなど、ICTを活用した住民サービスを提供します。		
④行政組織を時代に合わせて柔軟に見直し、多様化・高度化する行政課題に的確に対応できる編成とします。また、地域住民の身近なサービス拠点である支所と本庁との連携強化を図り、質の高い住民サービスを提供します。	●行政組織は、時代に合わせて柔軟に見直し、多様化・高度化する行政課題に的確に対応できる編成とします。また、地域住民の身近なサービス拠点である支所は本庁との連携強化を図ることで、質の高い住民サービスを提供します。	
⑤多様化する広域的な課題については、県や周辺自治体と連携・補完しながら、より効率的な広域行政を進めます。	●多様化する広域的な課題については、県や周辺自治体と連携・補完しながら、より効率的な広域行政を進めます。	